

開会 午前10時00分

○**議会事務局長（木村則彦君）** おはようございます。議会事務局長の木村です。

本臨時会は一般選挙後初めての議会であります。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。年長の鹿兒島巖議員をご紹介します。

○**臨時議長（鹿兒島 巖君）** おはようございます。ただいま紹介をいただきました鹿兒島巖であります。

地方自治法第107条の規定によりまして、年長の故をもって議長席を汚させていただきます。

臨時に議長の職務を行いますので、どうぞよろしく願いをいたします。

◎開会及び開議の宣告

○**臨時議長（鹿兒島 巖君）** ただいまの出席議員数は12名であります。

よって、定足数に達しております。

ただいまから令和2年第2回小坂町議会（臨時会）を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎町長挨拶

○**臨時議長（鹿兒島 巖君）** 日程に先立ちまして、町長から発言を求められております。この際発言を許可いたします。

○**町長（細越 満君）** おはようございます。

本日ここに、令和2年第2回小坂町議会（臨時会）を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともご多忙の中ご出席を賜り誠にありがとうございます。議員改選後の初議会に当たりまして、挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、去る3月23日執行の小坂町議会議員一般選挙において、町民

の皆様からの力強いご支持と厚い信頼を得られて、めでたく当選の栄に浴されました。ここに、心からお喜びとお祝いを申し上げます。そして、これからの4年間、議員として、そして町民の代表として、小坂町の発展のためにご尽力いただきますようお願いを申し上げます。

私も町長に就任させていただいてから、早いもので12年目に入ろうとしております。平成23年に策定した第5次小坂町総合計画は、この4月から後期5カ年計画の最終年度となります。この計画が目指す「まちの将来像」である「『ひと』と『まち』が輝く、躍動する小坂」の実現に向け、私も先頭に立って頑張っている所存であります。何とぞご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

さて、本臨時会には監査委員の選任の同意を求める人事案件1件と、令和2年度一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認案件1件を提案させていただいております。慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願いを申し上げます。

なお、令和元年度の一般会計、特別会計につきましては、3月31日付で専決することとしております。専決処分案件は、地方自治法第179条第3項で、直近の議会において報告し承認を求めることとされておりますが、本議会開催の告示日が3月26日であったこと、各会計において最終額が未調整であることから、本議会での報告を見送り、次回開催の議会において専決処分の報告をさせていただきたいと存じますので、何とぞご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、この場をお借りし、引き続き町の幹部職員から自己紹介をさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○副町長（成田祥夫君） 副町長の成田でございます。よろしくお願い致します。

○総務課長（山崎 明君） 総務課長の山崎です。よろしくお願い致します。

○出納室会計管理者（初沢 誠君） 4月1日より会計管理者に拝命いたしました初沢です。

会計事務が適正に管理できるよう努めてまいりますので、よろしくお願い致します。

○観光産業課長（細越浩美君） 観光産業課長の細越です。よろしくお願い致します。

○建設課長（窪田圭一君） この4月から建設課長となりました窪田と申します。よろしくお願い致します。

○町民課長（安保明彦君） 町民課長の安保です。よろしくお願い致します。

○福祉課長（西谷浩一君） 福祉課長の西谷です。よろしくお願い致します。

○町史編さん室長（亀沢 修君） 町史編さん室長の亀沢です。よろしくお願い致します。

○教育委員会事務局長（古澤 健君） 教育委員会事務局長の古澤です。よろしくお願い致します。

す。

○教育長（澤口康夫君） 教育長の澤口です。よろしくお願いします。

○議会事務局長（木村則彦君） 議会事務局長の木村です。よろしくお願いします。

◎仮議席の指定について

○臨時議長（鹿兒島 巖君） それでは、会議に入ります。

本日の会議は議事日程第1号によって進めてまいります。

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席はただいま着席の議席といたしますので、よろしくお願いをいたします。

休憩いたします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時11分

◎選挙第1号について

○臨時議長（鹿兒島 巖君） 再開いたします。

議長の選挙は投票によって行います。

議場の出入口を閉鎖願います。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（鹿兒島 巖君） ただいまの出席議員数は12名であります。

お諮りいたします。

小坂町町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人は仮議席1番、本田佳子君、2番、亀田利美君の2名を指名したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（鹿兒島 巖君） ご異議はないものと認めます。

よって、仮議席1番、本田佳子君、2番、亀田利美君を立会人に指名いたします。

投票用紙の配付を願います。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（鹿兒島 巖君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（鹿兒島 巖君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱の点検をいたします。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（鹿兒島 巖君） 異状はないものと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。職員が議員番号と氏名を呼び上げますので投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順番に投票箱に投票をお願いいたします。

なお、地方自治法第118条第1項で準用する公職選挙法第68条第1項の規定により、白紙と他事記載は無効といたします。

〔投 票〕

○臨時議長（鹿兒島 巖君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（鹿兒島 巖君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

立会人の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○臨時議長（鹿兒島 巖君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票、うち有効投票11票、無効投票1票であります。

有効投票のうち、目時重雄君11票。

以上のおりであります。

地方自治法第118条第1項で準用する公職選挙法第95条第1項の規定により、この選挙の法定得票数は3票であります。

よって、目時重雄君が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（鹿兒島 巖君） ただいま議長に当選されました目時重雄君が議場におられますので、小坂町町議会会議規則第32条第2項の規定によって、当選人に当選の告知をいたします。

ご承諾をお願いいたします。

それでは、議長に当選されました目時重雄君を紹介いたします。

これをもって、臨時議長の職務は全部終わりました。ご協力ありがとうございました。

目時重雄議長、議長席にお着きをお願いいたします。

以上であります。

○議長（目時重雄君） 初めに、議長就任のご挨拶を一言申し上げます。

このたびの町議会議員改選に当たり、ただいま議長に任命されました目時重雄です。

言うまでもなく、議会は住民に代わって行政の意見や意思を決定する機関であることから、主権者たる住民の要望や提言に常に耳を傾けることから、主権者たる住民の声をことなくお聞きしながら、そのためにもさらに皆さんと共に勉強を重ねながら、執行機関、議会一体となって、町の活性化や町民の福祉向上について議論を重ねていきたいと思っております。

また、より効果的な議会改革についても話し合いをいたしていきたいと考えております。

議会運営は、公明正大にをモットーに一生懸命頑張ってまいり所存であります。議員皆様のご協力をお願いいたしまして、就任の挨拶とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

〔拍 手〕

○議長（目時重雄君） それでは、ただいまから議事を執り行います。

会議は、追加議事日程第1号の追加1により進めてまいります。

◎決定第1号について

○議長（目時重雄君） 日程第1、決定第1号、議席の指定を行います。

休憩いたします。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時25分

○議長（目時重雄君） 再開いたします。

議席は、小坂町議会会議規則第4条第1項の規定により、議長が指定いたします。

議員諸君の氏名と議席の番号を職員に朗読させます。

〔職員朗読〕

○議長（目時重雄君） ただいま朗読したとおり、議席を指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（目時重雄君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、小坂町議会会議規則第111条の規定により、1番、船水隆一君、2番、栗山忠三君を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（目時重雄君） 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

本臨時会の会期につきましては本日1日間にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本臨時会の会期は1日間に決定いたしました。

◎選挙第2号について

○議長（目時重雄君） 日程第4、選挙第2号 副議長の選挙を行います。

休憩いたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時31分

○議長（目時重雄君） 再開いたします。

副議長の選挙は投票により行います。

直ちに議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（目時重雄君） ただいまの出席議員数は12人であります。

お諮りいたします。

小坂町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人には1番、船水隆一君、2番、栗山忠三君の2人を指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、1番、船水隆一君、2番、栗山忠三君を立会人に指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（目時重雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（目時重雄君） 異状はないものと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順番に投票願います。

〔投票〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

立会人の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（目時重雄君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票、うち有効投票12票、無効投票ゼロ票であります。

有効投票のうち、成田直人君11票、船水隆一君 1 票。

以上のとおりであります。

地方自治法第118条第1項で準用する公職選挙法第95条第1項の規定により、この選挙の法定得票数は3票であります。

よって、成田直人君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（目時重雄君） ただいま副議長に当選されました成田直人君が議場におられますので、小坂町議会会議規則第32条第2項の規定によって、当選人に当選の告知をいたします。

ご承諾を願います。

○副議長（成田直人君） ただいまの人事案件、皆様のご推挙をいただき、副議長としてその役職をお受けさせていただきます。

なお、副議長の使命は、やはり議長を援助すること、また、これまでの公約でもありますが、町民の福祉の向上に努めることや、また、いろいろな諸課題がありますが、それらを議会の見本として執り行っていくこと、これが、その仕事の一つだと考えております。

ぜひ、この4年間、誠心誠意努めてまいりますので、よろしくをお願いいたします。

〔拍 手〕

◎決定第2号について

○議長（目時重雄君） 日程第5、決定第2号 常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

休憩いたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時50分

○議長（目時重雄君） 再開いたします。

常任委員につきましては、小坂町議会委員会条例第5条第1項の規定により、議長が指名
いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

常任委員会名と委員の氏名につきましては、職員に朗読させます。

〔職員朗読〕

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

ただいま朗読したとおり指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君を、それぞれの常任委員に選任することに決定
いたしました。

◎決定第3号について

○議長（目時重雄君） 日程第6、決定第3号 常任委員会の委員長及び副委員長の選任につ
いてを議題といたします。

休憩いたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時03分

○議長（目時重雄君） 再開いたします。

常任委員会の委員長及び副委員長の選任の方法は、議長が指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、常任委員会の委員長及び副委員長の選任の方法は、議長が指名することに決定いたしました。

常任委員長及び副委員長の氏名につきましては、職員に朗読させます。

〔職員朗読〕

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

ただいま朗読したとおり選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、ただいま朗読いたしました諸君を、それぞれの常任委員会の委員長及び副委員長に選任することに決定いたしました。

◎決定第4号について

○議長（目時重雄君） 日程第7、決定第4号 議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員につきましては、小坂町議会委員会条例第5条第1項の規定により、議長が指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

議会運営委員の氏名につきましては、職員に朗読させます。

〔職員朗読〕

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

ただいま朗読したとおり指名をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君を、議会運営委員会委員に選任することを決定いたしました。

◎決定第5号について

○議長（目時重雄君） 日程第8、決定第5号 議会運営委員会の委員長及び副委員長の選任についてを議題といたします。

休憩いたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時15分

○議長（目時重雄君） 再開いたします。

議会運営委員会の委員長及び副委員長の選任の方法は、議長が指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議会運営委員会の委員長及び副委員長の選任の方法は、議長が指名することに決定いたしました。

議会運営委員長及び副委員長の氏名につきましては、職員に朗読させます。

〔職員朗読〕

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

ただいま朗読したとおり選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、ただいま朗読いたしました諸君を、議会運営委員会の委員長及び副委員長に選任

することに決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午前 11 時 15 分

再開 午前 11 時 16 分

○議長（目時重雄君） 再開いたします。

◎議案第 41 号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第 9、議案第 41 号 議会広報対策特別委員会設置に関する決議の提出についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本件に関しましては、提案理由の説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件に関しましては、提案理由の説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより議案第 41 号を採決いたします。

この採決は、簡易表決によって行います。

議案第 41 号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第 41 号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました議会広報対策特別委員会の委員選任につきましては、小坂町議会委員会条例第5条第1項の規定により、議長が指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

議会広報対策特別委員の氏名につきましては、職員に朗読させます。

〔職員朗読〕

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

ただいま朗読したとおり指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました6人の諸君を、議会広報対策特別委員に選任することに決定されました。

休憩いたします。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時25分

○議長（目時重雄君） 再開いたします。

議会広報対策特別委員会での委員長及び副委員長の互選が終了いたしましたので、職員に報告させます。

〔職員報告〕

○議長（目時重雄君） 以上のとおり決定されましたので、ご報告いたします。

休憩いたします。

休憩 午前11時25分

再開 午後1時00分

○議長（目時重雄君） 午前中に引き続き会議を再開いたします。

◎選挙第3号について

○議長（目時重雄君） 日程第10、選挙第3号 鹿角広域行政組合議会の議員選挙を行います。

鹿角広域行政組合議会の議員選挙は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

鹿角広域行政組合議会の議員に、栗山忠三君、亀田利美君、秋元英俊君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました3人について、鹿角広域行政組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました栗山忠三君、亀田利美君、秋元英俊君が鹿角広域行政組合議会議員に当選されました。

ただいま鹿角広域行政組合議会の議員に当選されました栗山忠三君、亀田利美君、秋元英俊君が議場におられますので、小坂町議会会議規則第32条第2項の規定によって当選人に当選の告知をいたします。

ご承諾を願います。

〔当選人承諾〕

○議長（目時重雄君） よろしくお願ひします。

◎選挙第4号について

○議長（目時重雄君） 日程第11、選挙第4号 秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思ひますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにいたしたいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員に小笠原憲昭君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました小笠原憲昭君を、秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました小笠原憲昭君が秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました小笠原憲昭君が議場におられますので、小坂町議会会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

ご承諾を願ひます。

○9番（小笠原憲昭君） 私なりに一生懸命制度を勉強しながら、職責を務めてまいりたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（目時重雄君） よろしくをお願いします。

◎選挙第5号について

○議長（目時重雄君） 日程第12、選挙第5号 小坂町選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

小坂町選挙管理委員及び補充員の選挙は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

選挙管理委員には、秋本貞行君、大森昌雄君、小舘貞夫君、小林久美子君を、選挙管理委員補充員には順位を付して第1順位多田正人君、第2順位川口恒子君、第3順位亀田憲人君、第4順位成田一志君をそれぞれ指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました諸君を、選挙管理委員及び補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました秋本貞行君、大森昌雄君、小舘貞夫君、小林久美子君が選挙管理委員に当選されました。

また、第1順位多田正人君、第2順位川口恒子君、第3順位亀田憲人君、第4順位成田一志君が選挙管理委員補充員に当選されました。

休憩いたします。

休憩 午後 1時10分

再開 午後 1時12分

○議長（目時重雄君） 再開いたします。

◎議案第42号の上程、説明、採決

○議長（目時重雄君） 日程第13、議案第42号 議員のうちから選任する監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第42号 議員のうちから選任する監査委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

町の監査委員2名のうち、議員のうちから選任されておりました小笠原憲昭さんは、本年令和2年3月31日をもって任期を満了いたしましたので、新しい委員として鹿兒島巖議員を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

鹿兒島巖議員につきましては、私が今さら申し上げるまでもなく、町議会議員として長年にわたり町政の発展にご尽力をいただいておりますし、事務職員としても奉職しておられましたことから、予算、会計、契約、財産管理などの財務及び町の経営に係る事業について知識、経験を持っておられますので適任と考えております。

慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせてい

ただきます。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本件は人事案件であります。したがいまして、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより議案第42号を採決いたします。

この採決は、投票による表決の方法で行うことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないようでありますから、議案第42号は投票による表決の方法で行います。

この採決は無記名投票により、これを行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第42号は無記名投票によって行うことに決定いたしました。

直ちに議場の出入口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（目時重雄君） ただいまの表決権を有する出席議員数は10人であります。

お諮りします。

小坂町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人には3番、本田佳子君、4番、亀田利美君の2人を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、3番、本田佳子君、4番、亀田利美君を立会人に指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（目時重雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（目時重雄君） 異状はないものと認めます。

念のために申し上げます。本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、小坂町議会会議規則第77条の2の規定により、白票と他事記載は否とみなします。

ただいまから投票を行います。

職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

立会人の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（目時重雄君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数10票、うち賛成9票、反対1票であります。

賛成多数であります。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第14、議案第43号 令和2年度小坂町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

[職員議案朗読]

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第43号 令和2年度小坂町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

秋田県では、新型コロナウイルス感染症の拡大により売上減少に直面している県内中小企業者に対する資金支援として、県の制度融資である経営安定資金に、3月9日付けで新型コロナウイルス感染症対策枠を、3月19日付けで危機関連枠をそれぞれ設けました。

それぞれ、融資限度額は5,000万円、貸付期間は10年以内で、据置期間は2年以内、融資利率は1.15%となっております。また、危機関連枠の保証料は、秋田県と秋田県信用保証協会が全額負担することとしています。

小坂町では、新型コロナウイルス感染症の影響が広く多業種に及んでいることから、早急に資金繰り支援が必要であると判断し、鹿角市と足並みをそろえて、この制度資金の利子について返済開始月から3年間にわたり全額を助成し、その負担を緩和することとしたものがあります。

小坂町新型コロナウイルス感染症対応資金利子助成金制度及び利子助成金交付要綱については、議案審議の参考の3ページから5ページに掲載しております。

補正内容としては、令和2年度分の利子助成金184万円の7款1項2目商工振興費への予算措置と、利子補給期間が3年間にわたることから、令和3年度から令和5年度までの支出分494万円の債務負担行為の設定について、3月24日付で専決を行ったところであります。

なお、財源としては、繰越金184万円を措置しております。

本専決処分による補正予算は、既決予算額40億3,700万円に歳入歳出それぞれ184万円を追加し、歳入歳出予算の総額を40億3,884万円としたものであります。

詳細につきましては総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（山崎 明君） それでは、私の方から詳細について説明をしたいと思います。

議案審議の参考の3ページをお開きください。

ただいまの町長の提案理由でも述べましたように、新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けている町内の中小企業者への経済支援措置として秋田県が行う経営安定資金の

新型コロナウイルス感染症対策枠と、危機関連枠により貸付を行う際の利子相当分を負担することで町内中小企業者の経営安定と地域経済の復興を図ることを目的に、利子助成制度を創設したところであります。

対象事業者及び融資条件については記載のとおりであります。

続きまして、議案審議の参考の4ページ、5ページには、4月1日から施行しました利子助成金交付要綱を掲載しております。

今回の補正予算には、県の融資枠200億円の1%の2億円を小坂町管内での融資実行額として見込んでおきまして、それに対する利子助成額を算出し計上しております。

今後、不足が生じる場合におきましては、その都度補正予算等で対応していきたいというふうに考えております。

以上、簡単ですが説明を終わります。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

8番。

○8番（鹿兒島 巖君） 専決処分にかかっている案件そのものについて特にということではありませんが、関連がありますので、ぜひこれはお伺いしておきたいと思っております。

ご存じのように、このコロナウイルス対応については、国民生活、町民生活に非常に大きな関わりが起きているという状況の中で、この今回の専決処分については、いわゆる特に経営をされている方についての、経営補填をするための、あるいは経営を維持するための借入金についての利子の補給ということですが、問題は、いわゆる借入れをしても元金は必ず返さなきゃいけない、利子は補填しても、元々のその借り入れた金はいつか返さなきゃいけない、そういう問題があるわけで、コロナウイルス対策について考えた場合に今求められているのは、その損失そのものについての補填をどうするかということが一つの大きな論議になっているのではないかと。いろんな制限をかけられて、そのために経営に大きなマイナスが生じていると、それを補填する資金の問題が非常に問題になっていて、利子の補給以外に、元本そのものをやっぱり補償していくという、このことが必要ではないかという論議がされているわけでありまして。

これは、基本的には国の施策の問題ではありますが、その国の施策に対して、町としてもやっぱり意見を言っていく必要があるのではないかと。町民の暮らし向きあるいは経営の状況を見た場合に、町として、やはり国に対してこの損失そのものに対する補填をどう

取り組むのかということについては積極的なやっぱり働きかけが必要だというふうに思うわけでありませけれども、この点について町としてどういうふうに考えているのか。関連がありますので、ぜひこの際お聞かせ願いたいと思います。

○議長（目時重雄君） 副町長。

○副町長（成田祥夫君） 鹿兒島議員おっしゃられるとおりでと思います。現在、国・県において様々な制度が検討されているというふうに伺っております。そういった制度について、より町として有効な政策等については国・県に積極的に働きかけていきたいというふうに思っています。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（鹿兒島 巖君） 特に、これは日本だけではなくて、今、全世界的に起こっている事態の中で、特にヨーロッパ等については、様々な国が規制をかけている中で、経営に対する損失が出ている、その損失部分を含めた補償を国としてしていくということの中での対策を取っているということも出ているわけで、ある意味でこれは当然なことでもあります。そういう前提で、特にこれは1町だけの問題ではないわけでありませるので、市町村連携の中でこういった基本的な損失補填に対する国の措置が手厚くできるような取り組みをぜひ町としても積極的にお願いをしておきたいと思います。

以上です。

○議長（目時重雄君） そのほか質疑ございませんか。

7番。

○7番（成田直人君） 7番。

4月1日からもう執行可能ということでありませけれども、1月の半ばにこのコロナウイルスが出て、それから世界全土に大きく波及していると。その中で大分、小坂町の企業の方々、商店の方々、もしくはホテル等の方々、大変苦勞している方も多いのではないのかなと思うわけですが、今の段階でこの借入金を申し込まれている、そういう企業、商店というものはあるのかどうか、そこだけお知らせください。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（細越浩美君） この資金の関係の現状の状況についてご報告させていただきます。

この貸出しの仕組みについては、このコロナウイルスの影響で減少しているということについて町の方で認定して、それをもって金融機関から資金を借り入れるという、そういう流

れになっております。実際のところは、前段に金融機関の相談というところから始まりますが、現状では5件の認定を町としてやっております。主なところは、まだ町内の小さい商店や、そういったところが主でございますが、金融機関への相談というところでは、現在のところ入っている情報では、もう1億円を超えているというふうになっております。

ですが、まだ相談段階ですので、実際の借入れの期間とか、時期とか、額とか、そういう部分については金融機関と相談しながら、適切な時期に適切な額の借入れが実行されるのではないかなというふうに思っておりますので、現在のところ、先ほども言いましたとおり5件ですが、まだまだ数は増えてくるというふうに予想はしております。

○議長（目時重雄君） そのほか質疑ございませんか。

9番。

○9番（小笠原憲昭君） 私のところへ数件電話がありましたので、この本予算には直接関わりないかと思うのですけれども、基本的な考え方をお尋ねしたいと思います。

去る3月30日付で地元地方新聞2社に広告が載りました。「明治百年通り 十和田湖 今こそ行こう小坂町」という内容の商業広告でしたけれども、これは、いつ企画をされてこのような新聞広告になったのか、その経緯を教えてください。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（細越浩美君） 新聞広告の件につきまして、経緯についてご報告させていただきます。

この新聞広告につきましては、例年この時期に観光PRということで枠を確保させていただいております。ですが、今年度につきましては、こういうコロナウイルスの関係もございまして、例年と違って、この中で「町長の挨拶」という形で載せて、記載させておりますが、「この新型コロナウイルスの影響で、観光分野は深刻なダメージを受けております。この危機を乗り越えた先のにぎわい回復のために一丸となって頑張りますので、ぜひ十和田湖・明治百年通りにお越しく下さい」というふうな形で記載させていただいております。

これは、一つは、このコロナウイルスが終わったときにも、観光資源として十和田湖、それと明治百年通りがあるということとPRするということ、それともう一つ、現状において、コロナウイルスにつきましては3つの密を避けてくださいということでございますので、そういうふうな3つの密を避けるようなことで、まだ康楽館、鉱山事務所、レールパークも営業を行っております。十和田湖についても風光明媚な中を散策していただきたいと、現状、本当、十和田湖のホテルはこのゴールデンウィーク期間中、宿泊者が1桁台しか入っていない

いというふうな、そういった報告もありますので、そういった部分の後押しをしたい、力づけてやりたいと、そういうふうな気持ちでこういうふうなPRも行って、必要だというふうに判断してこの広告を掲載させていただいたという経緯でございます。

○議長（目時重雄君） 9番。

○9番（小笠原憲昭君） 考えの基本的な分野はわかりますけれども、今このタイミングで、果たしてこれが妥当かどうかということについて、私非常に疑問があります。

不要不急な外出はできるだけ控えていただきたい、新型コロナウイルスが発生拡大しないように、今の状況はぎりぎりの瀬戸際状態にあると、そういうコメントを各首長さんなり国の責任者が再三にわたってテレビ、ラジオで、新聞等で報道していると。こういう状況の中に、このキャッチフレーズ、「今こそ行こう」、こういう表現が果たして妥当なのでしょうか。私は最初のこの見出しでびっくりしました。今こそそういうふうなことで、お出かけいただいて、こういうリスクを回避して、安心安全、町民の命を守ると、これが基本なときにこのキャッチフレーズは果たしてふさわしいのでしょうか、というふうに、私のところへ数件電話をいただきましたので、代弁して言わせていただいておりますが、私も、お電話をいただいたときには誠にそのとおりだというふうに思いました。

町長、この私の考え方なり、数件からお電話をいただいたことに対してどうお考えですか。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） 確かにそのような、私の耳には直接は入ってきておりませんが、今外出をしないようにということを全国の方々も発せられておりました。

ただ、その認識については、私も重々認識しておりましたけれども、広告を出す時点ではそういう、非常に、時期的には、最終的に私が決裁したものであります。それについては、時期的なこともあります、決断して広告を出させた自分の判断の甘さということも重々認識し、今後もまたこういうことは気をつけながら取り組んでいかなければならないものと思っております。

今後もまた、町民の皆さんにできる限り感染者が出ないようにするためには、本当に逆に申し訳なかったなという思いをしております。

今後こういうことがないように、町民みんなで力を合わせながら、一人でも少なく、感染者を出さないようにしていかなければならないと思っております。

大変、判断の甘さで、申し訳なかったと思っております。

○議長（目時重雄君） 9番。

○9番（小笠原憲昭君） いろんな意味で誘客活動をしていくと、観光で生きていくということについては、私は一生懸命工夫してやっていただきたいたいということはおかねがね申し上げてきました。別段、批判するために言っているわけではありませんけれども、あまりにもタイミングが悪かったということについては、やはりものを進めていく段階で、もう少し状況をよくお考えいただきながら、より効果の上がるグッドタイミングというものをきちっと見極めながら執行していただきたいたいというふうに、最後に注文をつけて終わります。

○議長（目時重雄君） そのほか、質疑ありませんか。

10番。

○10番（熊谷 聡君） 10番、熊谷です。

町長にお尋ねします。先ほど、小笠原議員がおっしゃいましたとおりに、爆発的にクラスターで、例えばコロナウイルスが近隣の市町村に出たとした場合、小坂町では観光産業で一生懸命やっているわけですがけれども、その地域経済のマイナスも当然シミュレーションしたと思いますけれども、どのくらいの経済効果のマイナス面が小坂町にあるのか、もう積算していると思いますけれども、その辺ちょっとお聞きいたします。

○議長（目時重雄君） 副町長。

○副町長（成田祥夫君） どれくらい影響があるのかということにつきましては、数字的な面ではまだ町では把握しておりませんので、経済的損失というふうな金額は今出せない状況であります。

○議長（目時重雄君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第43号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第43号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続審査並びに継続調査の申出書について

○議長（目時重雄君） 日程第15、閉会中の継続審査並びに継続調査申出書についてを議題といたします。

議会運営委員会並びに両常任委員会の各委員長から、小坂町議会会議規則第69条の規定により皆様のお手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査並びに継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（目時重雄君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、令和2年第2回小坂町議会（臨時会）を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

閉会 午後 1時50分